

お知らせ

◆復興特別所得税

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

◆贈与税の申告と納税について

平成28年分の贈与税の申告と納税は、2月1日(水)から3月15日(木)までです。

納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができないときは、申請により担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税

がかかります。

◆個人事業者の消費税及び地方消費税の納税について

平成28年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(金)が申告と納付の期限となっています（振替納税をご利用いただく場合の振替日は4月25日(火)です）。

◆社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、

マイナンバー(12桁)の記載が必要ですよ！
本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)

+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

◆にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続きなどを第三者に依頼される際には、正規の税理士かどうかを確認してください。

税理士資格のない「にせ税理士」が申告書の作成等を行いますと、法律に違反するだけでなく、依頼した方に迷惑がかかる場合があるほか、思わぬ損害を受けることがありますのでご注意ください。

◆税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください！

国・県・市町の税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しております。税務署等の職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金

の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

渡良瀬遊水地野鳥観察会&ピザ焼き体験参加者募集

問未来開発課 ☎(57)4260

渡良瀬遊水地は、ラムサール条約に登録された湿地であり、自然の宝庫となっております。冬の渡良瀬遊水地(思川沿いの地域)では猛禽類、カモ類、ヨシ原の冬鳥などが見られます。

また、野鳥観察会の後、野木ホフマン館にてピザ焼き体験を行います。ぜひご参加ください。

日 1月21日(土)9時集合

講師 真瀬 勝見 氏

定 15名(どなたでも可)

料 5000円(ピザ焼き体験材料費等)

※費用は当日お持ちください

集合場所 野木ホフマン館(野

木町交流センター)

申 1月16日(月)までに問合せ先

に電話で申し込み(先着順)

その他 歩きやすい靴、動きやすい服装でご参加ください。

双眼鏡をお持ちの方はお持ちください。